



米国の「企業透明化法」施行について

北陸銀行 国際部
ニューヨーク駐在員事務所
所長 馬場 正樹

1. はじめに

米国において今般、「企業透明化法(Corporate Transparency Act、以下CTA)」が制定され、2024年1月1日より効力が発生することとなりました。CTAは、米国で設立される会社が、マネーロンダリングやテロリストの資金調達、他の犯罪行為の隠れ蓑として利用されることを防止する観点から、その「実質的所有者(beneficial owner)」を当局(米国財務省傘下の「金融犯罪捜査網(FinCEN)」)へ報告する義務を課す法律で、企業統治関連法としては10年に一度クラスの大きな変革となります。

この法律は、米国で設立される、主に中小企業が対象となることから、米国に進出する日系企業にも大きな影響があるものです。以下、この法律について概要を解説します。

2. 概要

(1) 「実質的所有者」の定義

「実質的所有者」とは、

- ・ 契約、合意、関係その他の方法を通じ、当該企業に対し実質的支配力を有する個人^{※1}
または
 - ・ 当該企業の持分権の25%以上を所有している個人
- のことを指します。

^{※1}実質的支配力(substantial control)を有する個人には、以下の者を含みます。

- ・ 社長、CFO、ジェネラル・カウンセル、CEO、COO等の上級執行役(Senior Officer)
- ・ 上級執行役、取締役会もしくはそれに類する会議体の過半数を選任・解任する権限を有する者
- ・ 対象企業の重要な決定事項(解散・合併、主要な投資、株式発行、多額の借入等)について指示、決定、重大な影響を及ぼす者
- ・ その他の形で当該企業に対し実質的な支配力を有する者

(2) 報告すべき事項

A. 報告会社自体の情報

①正式名称、②事業上の名称、③住所、④管轄、⑤納税者番号(TIN)

B. 実質的所有者及び会社設立等申請者(company applicant)の下記の情報

①正式氏名、②生年月日、③住所、④パスポート、州政府発行の身分証や運転免許証の識別番号と発行した州名、管轄機関名

(3) 報告のタイミング

既存の企業については2025年1月1日までに、2024年1月1日以降に設立される企業については設立後30日以内に初回報告を行う必要があります。

(4) 報告の対象となる企業

報告対象は法人の形態（株式会社=corporation、有限会社=LLCなど）を問わず、以下のような『対象外企業』があることから、いわゆる「中小企業」が主に対象となります。

- ＜主な対象外企業＞（※他にも多数の対象外あり）
- A. 以下の要件を全て満たす「大規模な事業体」
 - ①米国においてフルタイムで働く従業員を20名超雇用している かつ
 - ②米国における前年度の税務申告で、総売上高が500万ドル超 かつ
 - ③米国内で物理的なオフィス・施設で事業を行っている
 - B. 株式を上場している企業
 - C. 金融機関等、既存の法律・枠組みで既に当局の管理・監督を受けている企業

(5) 違反の場合

故意に虚偽の報告を行ったもの（行おうとしたもの）や報告を行わなかったものは、下記のいずれか、または両方が課されます。

- ① 1日\$500の罰金（民事罰）
- ② \$10,000以下の罰金または2年以下の懲役

3. おわりに

本法は、既に米国内にある日系企業の現地法人、これから米国に設立される現地法人に大きな影響のあるものであり、専門家に相談のうえ適切に対応することが求められます。自社が報告対象となるのか、実質的支配を判定する基準など、当局報告に際しての詳細については、弁護士等の専門家にご相談ください。

＜ご注意＞ 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
((株)人材情報センター内)
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp